

# 令和4年度三沢市結婚メモリアル助成金 Q & A

## 2. 対象世帯について

Q 2-1	令和4年3月1日より前に婚姻届を提出し、受理された場合は対象となりますか。
A	対象となりません。 対象となるのは、令和4年3月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦です。
Q 2-2	助成金を申請するときに夫婦別世帯（例：夫＝三沢市、妻＝六ヶ所村）の場合は対象となりますか。
A	対象となりません。 申請時点で上十三・十和田湖広域定住自立圏構成市町村 <sup>※</sup> に住民登録があり、かつ住民票上の同居・同一世帯である夫婦が対象となります。 ※三沢市、十和田市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町のこと
Q 2-3	夫は三沢市に住民登録をしていますが、妻が県外に住民登録をしている場合は対象となりますか。
A	対象となりません。 夫婦共に、婚姻届出時点から申請時点及び婚姻後も引き続き、上十三・十和田湖広域定住自立圏構成市町村 <sup>※</sup> のいずれかに住民登録をしている必要があります。 ※三沢市、十和田市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町のこと
Q 2-4 New	令和4年5月に婚姻届を提出した時点では、夫＝三沢市、妻＝青森市にそれぞれ住民登録していました。 現在は夫婦共に三沢市に住民登録していますが、この場合は対象となりますか？
A	対象となりません。 婚姻届を提出した日以前から、夫婦共に上十三・十和田湖広域定住自立圏構成市町村 <sup>※</sup> のいずれかに住民登録している必要があります。 ※三沢市、十和田市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町のこと
Q 2-5	夫婦共に申請時点では三沢市に住民登録をしていますが、申請直後転勤のため県外に引越予定の場合、対象となりますか。
A	対象となりません。 申請後も引き続き上十三・十和田湖広域定住自立圏構成市町村 <sup>※</sup> のいずれかに住民登録のある方が対象です。 ※三沢市、十和田市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町のこと
Q 2-6	再婚の場合は対象となりますか。
A	対象となります。 ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本助成金と同様の趣旨の補助金等の交付を受けたことがある（他の自治体含む）場合は、対象となりません。
Q 2-7 New	三沢市外の事業者で実施した場合、助成金の対象となりますか？
A	対象となりません。 三沢市内の事業者で実施した場合のみ申請することができます。